

○播磨町建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する要綱

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第6項に規定する競争入札に加わろうとする者に必要な資格等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号。以下「規則」という。）及び指名競争入札参加資格についての告示その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱によって処理する適用範囲は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の規定による建設工事をいう。以下同じ。）の請負工事及び受託工事とする。

(資格審査事務)

第3条 競争入札参加者の事務は、契約担当課において行う。

(入札参加資格)

第4条 競争入札に参加できる者は、指名競争入札参加資格についての告示に基づいて格付された資格により、それぞれ工事の設計金額に応じた別表に掲げる入札参加資格等格付及び選定基準によるものとする。

(等級格付の方法)

第5条 競争入札に参加させる者の等級格付は、建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。以下同じ。）の業種別に建設業法第27条の23の規定による建設業者の経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果の総合数値により、入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮り決定する。

2 前項の客観的事項の審査の結果の総合数値が「新規」である者は、審査会に付議して格付することができる。

(登録)

第6条 契約担当課長は、前条により格付したときは、指名競争入札参加資格者名簿に登載しなければならない。

(指名基準)

第7条 競争入札に参加させようとする者の指名にあたっては、公正にして経済性の原則及び競争の本旨に基づき、次に掲げる事項に留意し選定するものとする。

- (1) 指名及び落札回数 of 状況
- (2) 工事成績
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 経営及び信用状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持工事の状況

- (7) 技術者の数及び状況
- (8) 当該工事に対する技術的適否
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況
- (11) その他町長が必要と認めた事項

2 前項の規定による指名は、中小企業の育成及び機会均等の原則に従い第4条に掲げる資格を有する者のうちから4名以上を指名するものとする。

(等級外の者の指名)

第8条 等級外の者は、原則として指名を行わない。ただし、特殊な技術を要する工事、災害の発生その他町長が特に必要と認めた場合において指名することができる。この場合においても、この要綱によるものとする。

(準用)

第9条 この要綱は、特別の場合を除いて第2条に定める建設工事に関する委託契約並びに令第167条の2の規定、規則第88条及び第89条の規定による随意契約をしようとするときに準用する。

別表（第4条関係）

工事種別	等級	総合数値による 格付基準	契約予定金額	
			通常限度額	特例限度額
土木一式 工事	A	900以上	6,000万円以上	下限 上限なし
	B	750～899	3,000万円以上8,000万円未満	1億2,000万円未満
	C	700～749	2,000万円以上4,000万円未満	1億円未満
	D	650～699	1,000万円以上2,500万円未満	7,000万円未満
	E	600～649	300万円以上1,500万円未満	5,000万円未満
	F	599以下	1,000万円未満	3,000万円未満
建築一式 工事	A	1000以上	1億円以上	下限 上限なし
	B	900～999	8,000万円以上1億5,000万円未満	1億5,000万円未満
	C	750～899	5,000万円以上1億円未満	1億3,000万円未満
	D	700～749	3,000万円以上7,000万円未満	1億円未満
	E	650～699	1,500万円以上4,500万円未満	6,000万円未満
	F	649以下	2,000万円未満	4,000万円未満
造園工事	A	900以上	6,000万円以上	下限 上限なし
	B	750～899	3,000万円以上7,000万円未満	5,000万円未満
	C	700～749	2,000万円以上4,000万円未満	〃
	D	650～699	1,000万円以上2,500万円未満	〃
	E	600～649	300万円以上1,200万円未満	〃
	F	599以下	500万円未満	2,000万円未満

備考

- 「特例限度額」とは、町内業者（町内に本店を有する者）及び準町内業者（町内に契約締結権限を有する支店、営業所等を有する者）を通常限度額以外に選定できる額をいう。
- 上記以外の工種については格付けを行わず、必要に応じて総合評定値、施工実績等により参加資格を定める。
- 特殊な工事、高度な技術を要する工事については、別途参加資格を定める。